

## 保 健 福 祉 委 員 会 記 録 (No.15)

1 日 時 令和5年11月9日(木)  
午前10時07分 開会  
午後 0時19分 閉会

2 場 所 第6委員会室

### 3 出席委員(10人)

委 員 長	村 上 直 樹	副 委 員 長	小 宮 けい子
委 員	日 野 雄 二	委 員	西 田 一
委 員	金 子 秀 一	委 員	山 本 眞智子
委 員	白 石 一 裕	委 員	伊 藤 淳 一
委 員	荒 川 徹	委 員	井 上 しんご

### 4 欠席委員(0人)

### 5 出席説明員

保健福祉局長	武 藤 朋 美	総務部長	星之内 正 毅
保護課長	大 久 伸 治	地域福祉部長	名 越 雅 康
長寿社会対策課長	德 永 晶 子	健康医療部長	河 端 隆 一
市立病院担当課長	村 上 敏 正	感染症医療政策部長	吉 峯 禎 利
企画調整担当課長	藤 原 孝 行	子ども家庭局長	小笠原 圭 子
子ども家庭部長	岩 佐 健 史	事業調整担当課長	村 上 幸 夫
子育て支援部長	高 橋 浩	母子保健担当課長	中 原 尚 子
青少年課長	白 鳥 公 将		外 関係職員

### 6 事務局職員

委員会担当係長	有 永 孝	委員会担当係長	梅 林 莉 果
---------	-------	---------	---------

## 7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	陳情第168号 災害や転居により生活保護の一時扶助・自立更生費を利用する際等の「見積書2通提出」の見直し、改善を求める陳情について	継続審査とすることを決定した。
2	新型コロナウイルス等感染症への対応について	保健福祉局から別添資料のとおり説明を受けた。
3	行政視察について	行政視察の事前研修のため、本市での取組等について別添資料のとおり説明を受けた。
4	令和5年度 第2回地方独立行政法人北九州市立病院機構評価委員会について	保健福祉局から別添資料のとおり報告を受けた。

## 8 会議の経過

(陳情第168号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。)

### ○委員長(村上直樹君) それでは、開会します。

本日は、陳情の審査及び所管事務の調査を行った後、保健福祉局から1件報告を受けます。

初めに、陳情の審査を行います。

陳情第168号、災害や転居により生活保護の一時扶助・自立更生費を利用する際等の見積書2通提出の見直し、改善を求める陳情についてを議題とします。

本件について、当局の説明を求めます。保護課長。

### ○保護課長 それでは、陳情第168号につきまして、当局の考え方を御説明いたします。

生活保護制度は法定受託事務でございまして、生活保護法をはじめとし、厚生労働省令や厚生労働省通知等に基づきまして制度を運用しているところでございます。

家具・じゅう器の購入に係る一時扶助費の申請や、住宅の維持補修等に係る住宅維持費の申請、さらには世帯の自立更生に資する経費等の利用に当たりましては、生活保護を受給されている世帯から見積書の提出を求めることとなりますが、見積書の徴取の方法等につきましては法令等に特段の定めはございません。各自治体においてルールを定め、運用しています。

北九州市におきましては、原則として2者以上の見積書の提出を求めるということですが、この運用ルールにつきましては、生活保護制度が最低限度の生活を保障するという観点から、購入品目や購入費用等が社会通念上妥当なものであるかを確認するために、見積書を2者以上提出いただいているところでございます。

生活保護を受給されている世帯が保護開始時や災害、転居の際に、炊事用具、食器等の家具・じゅう器を必要とする状態にあると認められる場合は、申請に基づきまして、臨時的経費として3万2,300円の範囲内で家具・じゅう器費を支給できるとされておりまして、また、現に居

住する家屋の畳や建具、水道設備、配電設備等の従属物の修理、または現に居住する家屋の補修、その他維持のために経費を要する場合には、基準額として年額12万8,000円以内で住宅維持費を支給できることとされております。

北九州市の取扱いでございますが、見積書の提出は2者以上を原則とはしておりますが、区役所の実務におきましては、リサイクルショップを利用して家具・じゅう器や家電製品等を購入する場合には、見積書の内容を確認した上で妥当な金額であると判断できれば、見積業者が1者でも認めることができることとし、運用しておるところでございます。また、住宅維持費につきましても、トイレや排水管の詰まり等、緊急性が高い工事につきましても、見積業者が1者でも認めることができるということとしております。

他の政令市につきましても、2者による見積りを原則としつつ、安価な品物を購入する場合や緊急工事につきましても1者による見積りを認めるといった、北九州市と同様の運用を行っている政令市がございます。

全ての品目について一律に見積業者を1者とすることは考えておりませんが、リユース品のような安価で代替品のないものを購入する場合や緊急工事等の場合につきましても、これまでと同様、妥当な内容であれば1者による見積りを認める等、柔軟に対応してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

**○委員長（村上直樹君）** ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質問、意見はありませんか。荒川委員。

**○委員（荒川徹君）** 今の説明では、2者以上の見積りということをしてはいるけども、現実には内容が妥当であれば1者でも認めているということですね。

それで、例えば、見積書を添付した申請書が提出されてから速やかに決裁をしないと、本人がその間不便な思いをしないといけないのと、口頭陳情でもありましたけど、せっかくこれがいいなと思っていたのが、ほかの人が買ってしまうということになる可能性もあるわけで、そういう意味では、速やかに決裁するという点での配慮が非常に重要だと思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

**○委員長（村上直樹君）** 保護課長。

**○保護課長** 現品のみであったり展示品のみといった物品であったり、また、リサイクルショップのリユース品、こういったものは回転が早いということもあろうかと思えます。そういった場合に、一時扶助費の申請書が提出されれば、福祉事務所としては、内容を審査し、妥当と判断すれば速やかに事務処理をするということで通常は努めているんですけども、委員の御指摘のように急いでいただきたいというふうなことであれば、それについては担当のケースワーカーに御相談をいただければ、可能な限り早い事務処理に努めるという形で対応させていただくということで、各事務所で運用していると聞いております。販売店にも事情を御説明いた

だいて、置き置きについてはなかなか難しい部分もあるかと思いますが、御相談いただくということも必要かと思っております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） この場合、災害とか、転居が求められて、必要により転居しないといけないという中で、臨時的な物品の購入が必要だったりするわけで、そういう意味では、やっぱり被保護者の状態にしっかり配慮した親切な対応が必要だということを強く要望しておきたいと思っております。

○委員長（村上直樹君） 西田委員。

○委員（西田一君） 法令上の特段の定めがないということで、例えば、今大体皆さんスマホを持っていらっしゃると思うんですけど、得意不得意の話があって、不得意な方には恐縮なんですけど、例えば店頭で写メを撮ってそれをケースワーカーに送るということもできるんじゃないかなと思うんです。

ちなみに、受給者さんとケースワーカーは、例えばスマホのLINEでつながるとかいうことは駄目なんですか。

○委員長（村上直樹君） 保護課長。

○保護課長 事業者と生活保護受給者の方がつながっている、あるいは事業者と福祉事務所、行政というふうな、どういった……。

○委員長（村上直樹君） 西田委員。

○委員（西田一君） すいません、失礼しました。

買っていいよ、駄目だよというのは、生活保護受給者と担当のケースワーカーが御判断されるんじゃないんですかね。違うんですか。

○委員長（村上直樹君） 保護課長。

○保護課長 実務はケースワーカーが担当しておりますけれども、経費の支出ということもございまして、基本的には課長までの決裁を取ってお金を支給するということですから、当然、生活保護を受けられている方の窓口はケースワーカーですので、一定の判断はしているんですけども、最終的には課長決裁という話になりますので、日頃のやり取りはケースワーカーという形で相談いただくということで対応しております。

○委員長（村上直樹君） 西田委員。

○委員（西田一君） 家電とかそれなりに金額が張るものは、我々も普通に2店舗、3店舗行って値段を比べたりということはよくあることだと思うんですけど、例えば、行ったお店で写メを撮って、それをケースワーカーに送って、2店舗目へ行って、またそれを送って、こっちのほうが安いよねというような形で決裁に回すということをすれば随分省略できるんじゃないかなと思うんですけど。

○委員長（村上直樹君） 保護課長。

**○保護課長** 保護行政でDX化というか、いろんな場面でいわゆる利便性を上げるというか、そういった委員の御指摘のようなお話も考えていくことが将来的に必要なとは思いますが、現状、ケースワーカーが生活保護を受けられている方とLINEでやり取りする想定はなくて、基本は電話でのやり取りとか来所での面談とかという形になっていますので、例えば今おっしゃられたように、そういうケースワーカーとのやり取りをもっと実務的に簡便にするとか効率的にするということは将来的に考えていけないかなと思うんですけども、現状は紙での申請書類と見積書を添付して御提出いただくというふうな運用をさせていただいております。将来に向けての課題かなと認識しております。以上でございます。

**○委員長（村上直樹君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** 最近、例えばまちづくり整備課関連のそういった身近なインフラに関してデジタルで素早く処理するというようなことは市もやり始めましたので、何かそういうデジタルで簡素化する、早く決裁を下ろしてあげるという工夫はぜひ御検討いただきたいなと思います。以上です。

**○委員長（村上直樹君）** 日野委員。

**○委員（日野雄二君）** 今、西田委員が言われたように、デジタル、当然そうあるべきだと思います。ただ、生活保護者には高齢者が多いものですから、それができない方も多くおられると思います。

そんな中、この陳情の問題は2点あるんですよ。1つは、家電だとかを購入する場合に2者以上の見積りが必要。もう一つは、水道とかトイレが壊れて修理が必要、急ぐものと急がないものの仕分ができていない。修理は急ぐもの。この修理は保護課で予算が決められて、さっき金額も言っていたよね、その中ですのであれば、なぜ業者を保護課の中で区別に抱えていないのか。生活保護を受けている方が亡くなられて葬儀する場合は葬儀社は決めているよね。それは安価な値段でやっていただかないといけない分は、御迷惑をかけるので、決めていると思うんだけど、水道だとかインフラ、これについては即対応してあげないと、生活保護者の方は後回しということになるのではないかと。

その中で、私は葬儀のことを言いましたが、これは関係ないかもしれませんが、御夫婦で生活保護を受けていて御主人が亡くなった場合、遺骨は奥様のところに来るんです。ところが、独り住まいで、もう旦那さんも亡くなって、本人が生活保護を受けている、その方が亡くなった場合、家族に遺骨が行かない、無縁仏にする。とんでもない話よ。そんなことを保護課はやっているんです。私は、それはいけないと、遺骨を家族に渡しなさいと指摘して、家族は御夫婦だけで、お父さんのときにはお寺の納骨堂に入れたわけです。じゃあ、奥さんが亡くなったとき無縁仏にされたら夫婦一緒になれないじゃないかとなるわけです。そんなことをやっているのが保護課。声がちょっと大きいから、マイクの音量を落とされたような気がします。

まさに生活していく中で、そこのところはしっかりやっていかないと、人間性、要するに愛

情を持ってやるということは基本的に必要なことなので、確かに保護の部分でいろんなことをやっている方もいろいろいます。だから、厳しくいろんなことをやるということで、見積りもそうなんだろうが、そののところをもう一遍答えて。

**○委員長（村上直樹君）** 保護課長。

**○保護課長** 今委員の御指摘のありました緊急性の仕分の話で、そこまで急がなくてもいいものとか、きちんと仕分ができていないんじゃないかという御指摘をいただきました。この点につきましては、日々ケースワーカーが生活保護を受けられている方とコミュニケーションを取りながらやっているとおりと思っておりますけれども、やはりケースワーカーは約80世帯を担当しているので、どうしても処理が少し遅れたりということもあろうかと思えます。ただ、やはり委員御指摘のとおり、何を優先するかという話の中で、業務の優先度合いとかも考えながら、困っている方に対しては速やかに手を差し伸べる、支援をするということで、これからもケースワーカーの研修等において、今委員が御指摘されているような観点を忘れずに、寄り添った対応をするということで指導等を行っていきたいと思っております。以上でございます。

**○委員長（村上直樹君）** 日野委員。

**○委員（日野雄二君）** 私が言いたいのは、優しさと厳しさ。しっかり優しさという部分を、生活しているわけですから、市民であるわけですから、やっぱりちゃんとその辺は不便のないようにしてあげるといことですね。高齢者が多いから、手間がかかったらもう諦めるんですよ。だから、当然、私のところにもそれを言うてくるんですよ。私はあえてこの問題が出たときに葬儀の話までもしましたけれども、そのところはしっかり考えてやっていただきたい。保護課、ケースワーカー、優しい方もいれば厳しい方もいる、上から目線の方もいればいろんなタイプの方がおられると思うけど、やっぱり上から目線では駄目で、共に考えていただきたいということをお願いして終わります。

**○委員長（村上直樹君）** 山本委員。

**○委員（山本眞智子君）** 今、緊急性ということが話に出ましたけれども、私も全くそのことを考えておまして、今、リサイクルショップとか、妥当な金額であれば1者でと、あと、緊急工事についても1者の見積りと話を伺いました。陳情書に書いているのが、トイレが詰まったとか水があふれ出ているとか緊急のときに、そういう業者はすぐに工事に入りますよね。ここに書いてあるように、本当に緊急の場合はすぐにやってあげないと、そういう業者は見積りを書いて、その後に出張してくれないということなんですけど、その辺の対応というのはどのようになっているのか教えてください。

**○委員長（村上直樹君）** 保護課長。

**○保護課長** 今委員から御質問のありました緊急工事の際の事務手続がどうなっているかということだと思っておりますけれども、平日の役所が開庁している場合であれば、ケースワーカーにまず連絡が必ず来ますので、ケースワーカーから業者の見積りの話をさせていただいて、そ

れで速やかに対応するという形で、即日の対応ということもあるかと思えます。ただ、週末どうしても金曜日の夜とか土曜日の朝とかにトイレの詰まりとかが発生すれば、本来は原則事前申請なんですけれども、そういうやむを得ない場合、例えば緊急性があって修理以外に代替手段がないというふうな場合、例えば近隣に御家族が住んでいてトイレが借りられるとかいうケースであれば、代替手段があるというふうにも考えられると思えますけれども、そういった何か代替するものがないということであれば、家の中のトイレを修理するしかないというふうなことになりますので、その部分については事後申請を認めるということもあり得ると考えております。

ただ、事後申請になってしまうと緊急に必要なもの以外のものが含まれたりしていると、その部分はやはり審査の中で除外をするといったことも場合によってはあり得ると思えます。ただ、普通に考えたときに、水道工事あるいはトイレの詰まり工事で、ほかの事例と比べたときに妥当な金額であれば、そこは審査の中で福祉事務所が判断して、その金額を認めるというふうなことも考えられると思えます。以上でございます。

**○委員長（村上直樹君）** 山本委員。

**○委員（山本眞智子君）** 厳密にやっていくというのは当然そのとおりだと思っておりますが、このような緊急の場合はやはり本人が困らないように、特例で速やかにと言ったけど、1日かかったりするわけですね。1日トイレが使えないとか水が使えないとかというのはやはり生活にすごい影響があるので、ケースワーカーもとても忙しいでしょうけど、その辺は本人の立場に立って適切に処理していただきたいと要望しておきます。

**○委員長（村上直樹君）** 井上委員。

**○委員（井上しんご君）** お伺いします。

先ほど口頭陳情の話を聞いて感じたんですけど、見積りを取って、その間にもう品物がなかったという話だったんですけども、見積りを取って市に提出して課長決裁が下りるまでに、どのぐらいの期間がかかるのか教えてください。

それと、口頭陳情で、リサイクル品の見積りを取るときも2者見積りをというふうに指導があったという話でした。先ほど課長の話では、リサイクル品等の場合では基本1者でいいと、そういう運用をされているということでお話があったんですけども、実際の市の方針というか、そういったものが現場に伝わっていないのかなという印象だったんですけども、実際、口頭陳情では、リサイクル品でも2者見積りということだったんですけども、ぜひそこを徹底してもらいたいと思うんですが、この点について。

それから、先ほどの見積書を出して納品書といった手順というのは、自分の経験では、町の電器屋さんでは、こういうのが欲しいんだということで電器屋さんに見積書を出してもらって、それから納品書みたいな、また領収書みたいな形の流れがあったような気がするんですけども、今もう町の電器屋さんってほとんどなくなってしまって、ネットで買うか量販店だと思うんで

す。ですから、今購買されているパターンとしては、スマホで調べて金額を見て、量販店に行って、妥当であれば買うとか、そういった形の比較になっているんじゃないかなと思うんですけども、今、北九州市のこの見積書を出してという運用が現実の商取引には合っていないのかなと感じたんですけども、そういった部分で期間が長くなるという問題もスムーズにしてみらいたいと思うんですが、その点について改善できる余地があるかどうか、見解を聞かせてください。

それと、4点目ですけども、トイレの水回りとか水道管が漏れたとか排水管の詰まりとかあって、非常に困ってすぐに呼びたいということですけども、よくトラブルもあると思うんですね。マグネット式のシールみたいなものを冷蔵庫に貼っている家庭も多いんですけども、もし何かあったときに出張料無料だと書いてあるけど、実際来てもらったら工事費が膨らんで、3万円、4万円というケースもあるということで、そういう相談もあるんですけども、先ほど事後申請で駄目な場合もあるということで、だったら意味ないと思うんですね。

ですから、できれば北九州市も、まちづくり整備課では緊急工事の業者さんってある程度決まっていて、そういった緊急工事をやって事後請求だとしても、妥当な業者さんというか信頼のある業者さん、公金をちゃんと適正に使えるという部分でやっていると思うんですけども、今回の生活保護を受けている方たちが緊急的に何とか早くしないといけない場合に、ある程度市のほうで実績のある業者さんであるとか、変な工事をしないところとか、生活保護の範囲を知っている業者さんをリストアップして、もしものときにはこちらに電話してくださいと、だったら事後申請でも途中で却下されるということはないような形での運用も必要かと思うんですけども、この点について見解を聞かせてください。

以上4点、お願いします。

**○委員長（村上直樹君）** 保護課長。

**○保護課長** 4点質問がございました。

1点目が、この一時扶助の申請の標準の処理期間というか、事務処理の期間というふうな御質問でございました。当然、申請があれば速やかに処理をするという姿勢で臨んでいるんですけども、先ほどもお話ししましたけれども、やはり業務の順位という話の中で、優先順位を見ながら事務処理をしておりますので、1週間ぐらいをめに決裁が下りるように取り組んでいると思います。ただ、やはり内容を見て、ケースワーカーも当然、生活保護を受けられている方が困っていらっしゃるというふうなことがあれば、なるべく速やかに、先ほどの水道工事とかであれば即日という場合もあろうかと思えますし、災害に遭って物がなくて困っているということであれば翌日であったり一両日中だったり、実際にどれぐらい困っているかというのを判断しながら事務処理を進めていくということで取り組んでいると思います。

2点目ですけども、1者見積り、リサイクルショップでリユース品を買う場合は1者でも見積り可能であるというふうな取組をしているんですけども、これについては当然、毎年新



任のケースワーカーが配属になりますので、こういった運用については職場内でこういうルールがあるということで、同僚職員であったり保護係長から、一時扶助の申請があった場合の取扱いという形で、オン・ザ・ジョブ・トレーニングであったり、区で集合研修とかもやっていますので、こういった場面を通じて、実務で取扱いの差異が出ないように研修等に取り組んでいきたいと思っております。

3点目なんですけれども、見積書の手続、これを省略できないかというお話なんですけれども、やはり生活保護というのは一般世帯との均衡という話もあって、きちんと公費を支出するためには福祉事務所で内容の審査をして、その上で給付をするというふうな考え方がございますので、見積書がない段階でその申請内容を確認できないということになると、なかなか難しいのかなと思っております。

4点目なんですけれども、水道とかの緊急工事の指定工事店の取扱いという話だと思うんですけれども、水道工事業者さんは市中にいっぱいいらっしゃいますので、委員がおっしゃるように、北九州市の指定工事店というのは通常、業者さんが看板を出したりされておりますので、ケースワーカーが何かタイミングがあるときにそういった御案内をしておくということも考えられるのかなと思います。ただ、私どもから業者を特定してこの業者を使いなさいとかということは、公正な競争という観点でなかなか難しい部分もございますので、今はあまりありませんけれども、電話帳とかを見ながら調べていただいたり、スマホが使えるということであればスマホで検索していただきながら、市の指定工事店かどうか確認していただくということが、妥当な金額での工事施工につながるかと思っております。このあたりは工夫をしようかなと思っております。以上でございます。

**○委員長（村上直樹君）** 井上委員。

**○委員（井上しんご君）** 分かりました。

1週間ぐらいかかるというのは、結構長いと感じました。先ほど西田委員が言われたように写メを撮って、その金額というのは、先ほど課長が社会通念上妥当かどうかというところの判断だとおっしゃいました。要は公金ですから、公金がちゃんと適正にということの判断と思うんですけれども、この金額で大体妥当かというのもネットでもすぐ出ますし、そういったDXの推進も市はやっています。そういった部分での運用というか、金額が妥当、市民に説明できればいいということであれば、その辺のところも、見積りがなくても写真でも、量販店に金額を聞いてということでもいいような形での柔軟な運用というのをぜひ検討してほしいなと思っております。

それと、2者見積りの件については、引っ越しとか、業者さんによっても結構値段が違うから、消費者保護という観点で2者見積りというのはある意味いい部分もあると思っておりますし、だまされにくくするという部分でも、2者見積りすればいろんな部分で冷静に判断できるというものもあると思うんですけれども、そういった部分では有効で、結果として守られている部分は

あるかもしれませんが、一方で、安心できる業者さんって分からないですよ。自分で調べてやっても結構トラブルになって、ぜひ今後、そういった安心できる業者さん、実績があるところとか、特定の業者というのはできないかもしれませんが、そういう部分で何か改善できて、結果として安心できる業者さんにちゃんと工事してもらえるとこの形であれば、さっきの公金支出の妥当性の部分にも、また消費者の方の保護ということについても、どちらも両立できるのかなと思いますので、要望とさせていただきます。以上です。

**○委員長（村上直樹君）** そのほか質問、意見。伊藤委員。

**○委員（伊藤淳一君）** ちょっと質問が違ってくると思いますけど、基本的に2者見積りでしょ。これはいつ頃決まったんですか。いつ頃からやっているんですか。

**○委員長（村上直樹君）** 保護課長。

**○保護課長** 北九州市の契約規則の中で、2者以上の見積りというのが原則になっております。この取扱いについては、随意契約の在り方という話の中で、国からも考え方が示される中で、北九州市も契約規則を設けていると思います。かなり古いものだけ御答弁させていただきます。申し訳ございません。

**○委員長（村上直樹君）** 伊藤委員。

**○委員（伊藤淳一君）** 何でそんなことを聞いたかということ、社会通念上の妥当性を判断するところでは、そのときと状況が違うと思うんですね。もう今、ディスカウントショップとか当たり前じゃないですか。全体的に価格は低いし、そもそもディスカウントショップとリサイクルショップを比べるのもナンセンスだし、社会通念上の価格の妥当性というなら、例えばテレビなら、40インチなら同じ型式と同じ機能が備えられているかを比較することで分かって、そうじゃないと妥当性なんてないわけで、機能が落ちれば違うわけだから、そんなことを求めているわけじゃないと思うんですよ。価格の妥当性というなら、例えば家電なんかは、私はディスカウントショップ1店でいいと思いますよ。そんなに変わらないから、見てもらえばいいと思います。何かの記念セールとかなら変わるかもしれませんがね。リサイクルショップであればいいんじゃないですかね。大体、リサイクルショップで同じ型式なんてないですよ。もう分かっていると思うんですけど、そういった意味じゃ、やっぱり無理があるんですよ。この法律を決めたときと今はもう違っているから、今の常識に合わせた手続というのを再考する時期じゃないですか。先ほどの緊急性も含めて、いかがですか。

**○委員長（村上直樹君）** 保護課長。

**○保護課長** 委員が御指摘の、以前に比べて社会情勢も変わって、いわゆる商品の販売形態も変わってきている中で、今のやり方がどうなのかという御質問なんですけれども、一般世帯との均衡の話を少しさせていただいたんですけれども、中には、物品を購入したいという話の中で、浄水器を買いたいとか、あるいはマッサージ器だったり、当然リサイクルショップ等でそういうものが出回っていて、それが申請書に入ってきたりすることが場合によってはあるわけ

なんですね。そういったときに、一般の世帯がそういったものを購入するか比較考慮するとか、一般世帯との均衡を考えていく場面があるのも事実です。

やはり申請内容の審査をするというのは、そういった品目であったりという部分もあって、単純に価格競争性だけというわけでもないということで運用をさせていただいております。ただ、そうは言いつつも、リサイクルショップでリユース品を買うといえば、価格的には価格競争性がないというのは私どもも承知をしているところでございます。以上でございます。

**○委員長（村上直樹君）** 伊藤委員。

**○委員（伊藤淳一君）** そもそもリサイクルショップというのはなぜ安いかというと、もう寿命も短い使ったものを売るから安いんであって、最初のコストだけ比べると安いかもしれないけど、使える期間を比べたら高くつくかもわからないという物の性質もあるわけですから、先ほど言ったように、今の状況に合わせて再考すべきじゃないですか。そういう時期に来ていると思いますよ。そうじゃないと、現場で今回のようなことはまた出てくるとは思いますけど、いかがですか。

**○委員長（村上直樹君）** 保護課長。

**○保護課長** その時々はどういったやり方がいいのかということで、当然、行政として考えていく必要があるかと思えます。他都市の状況とかも参考にしながら、いわゆる公正な保護行政、あるいは、市民に信頼される保護行政という話の中で、どういったところまで手続を厳格にするのかも含めて考えないといけないと思っております。日々不断にそういった点については考えていく必要もあるのかなとも思っております。以上でございます。

**○委員長（村上直樹君）** 伊藤委員。

**○委員（伊藤淳一君）** ぜひやっていただきたいと思えます。当局も、審査する時間が要らないんですから、業務の効率化にもなるわけです。そんな1週間もかけないでいいわけですから。そんな価格でどうのこうのってないでしょう。そのことは分かっておられると思えますので、ぜひこの機会に再考をお願いしたいと思えます。以上です。

**○委員長（村上直樹君）** そのほか。金子委員。

**○委員（金子秀一君）** 今回の陳情にももちろん関係あることなんですが、それはケースワーカーの方の対応ですね。今回の陳情も、先ほど課長がおっしゃったように、リサイクルショップであれば1者でいいということを担当が知っているのか知っていないかで大きく変わってくると思うんですね。こういう事例がどれぐらいあっているのかということが1点と。

あともう一点が、今、リサイクルショップの具体的なお名前を出されて、1者だけでしたが、見積りは出したくないですという業者がどれぐらいあるのか。これはちょっと難しい話なので、今名前を出された業者以外にそういうふうなお話をたくさん聞くのか、この2つを教えていただければなと思うんですけども。

**○委員長（村上直樹君）** 保護課長。

**○保護課長** ケースワーカーの対応につきましては、生活保護を受けられている方に寄り添って、いろんな困り事、日々の相談に対応するということでも常々私どもからもお話ししていますし、福祉事務所の中でもしっかり取り組んでいると思います。ただ、そうは言いつつも、制度の運用であったり、きちんと知識の伝達等ができていない場面がやはりあるかと思えます。

今回陳情がありましたけれども、事例として件数的に把握するというのが本庁部門でもできておりませんが、ただ、やはりこういったことが可能な限り少なくなるように、年度初めの研修などでしっかり集合研修もしますし、所内でも研修計画を立てて、実務に関する研修もしております。ただ、そうは言いつつも今回、陳情をいただいているので、そのあたりについては福祉事務所に伝達をし、周知徹底をとっております。

見積りを拒否する業者さんの数というのは正直把握しておりませんが、以前は家電量販店も忙しくて、見積書というのをなかなか作るのが手間という話もありましたが、今は結構家電量販店でも対応いただいているところがあると聞いておりますので、業務との兼ね合いで事業者さんのお考えもあるので、私どもから指示を徹底するという事はなかなか難しいんですけども、協力いただける事業者さんが分かっているということであれば、例えば特定の業者は御案内できませんけれども、いろいろ複数の業者さんを、こういったところがありますよと、御自宅の近くでというふうな御案内はケースワーカーからできるかと思えます。

いずれにしても、保護を受けられている方の不便にならないように配慮等はしていきたいと思っております。以上でございます。

**○委員長（村上直樹君）** 金子委員。

**○委員（金子秀一君）** 私も最近、洗濯機が壊れて、家電量販店を4軒回って買ったんですけども、同じ洗濯機であっても機能の差がすごいので、私は一番低いのしか買いませんでした。なので、もちろん見積りは大事だと思うんですね。

だから、今のお話を聞く限り、ミスマッチによってみんな不幸になっているんじゃないかなと、その対応を知らなかったがゆえに、皆さんがよくない思いをしているような感じもします。恐らく相見積りを取らないと、何でこの金額になったんだとケースワーカーも怒られる可能性があるのかなという思いもあって。だから、先ほど西田委員がおっしゃったようにDXの活用とか、皆さんが安心して暮らせるような仕組みができないかなとお話を聞きながら思っておりましたが、あとは緊急性の部分だと思いますので、緊急性に関しては市には積算とかあるかと思うので、そういったものも活用しながら何かできないかなと思いますので、ぜひこういった陳情の内容もよく御覧いただいて、職員の研修とともに、安心して暮らせる、また、安心して仕事ができる環境もぜひつくっていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。私は以上です。

**○委員長（村上直樹君）** 荒川委員。

**○委員（荒川徹君）** 先ほど質問したときに質問漏れがあったので、もう一回お尋ねしますが、先ほど、受給者の立場に立って、その方が置かれている状況にきちんと配慮した上で親切に対応してほしいということを求めたんですが、口頭陳情の中で、股関節に障害があって動き回るのが困難だということが言われました。そういう、本人に見積書を取ってきなさいと言っても難しいようなケースが中にはあると思うんです。そういう場合に、ケースワーカーとして、いろいろ業務は忙しいと思いますけども、何らかの支援というか配慮した対応が必要だと思うので、ぜひそのあたりを研修等を通じて、あるいは、先ほど幾つか提案がありましたよね、そういうことも加味しながら今後の対応を考えていただきたいと思いますが、その辺の基本的なスタンスをお尋ねしておきたいと思います。

**○委員長（村上直樹君）** 保護課長。

**○保護課長** やはり高齢の方であったり障害をお持ちの方であったり、そういったことで身体的に機能が失われていたり減退している方はいらっしゃいます。基本は御本人にということですけれども、単身の方で難しいということであれば、御家族がいれば御家族のお力を借りたり、社会資源として介護事業所のケアマネジャーであったりヘルパーステーションのヘルパーが入ったりとか、いろんな関わりを持って、あるいは、自治会、町内会であったりとか、そういったことも考えていただきながらお話をさせていただいていると思います。

ただ、そうは言いつつも、なかなかそういった関わりもないという方については、今委員がおっしゃるように、ケースワーカーが一步踏み込んだ対応をするというふうなことも考えないといけないと思っております。そこは福祉事務所が実施機関として、御本人の困り具合を見て、御本人と相談しながら進めるということに対応していると思います。以上でございます。

**○委員長（村上直樹君）** 荒川委員。

**○委員（荒川徹君）** 私のところに相談に来られる方も、自分でしなさいと言っても、できないという人が結構いますよね。そういう方に対して適切な支援をしっかりとやっていただきたいと切に願いますので、よろしくお願いします。以上です。

**○委員長（村上直樹君）** そのほか質問、意見はありませんか。西田委員。

**○委員（西田一君）** さっきの課長の答弁でちょっと気になったのが、浄水器を買いたいという方もいらっしゃるということで、北九州は水道水が非常においしい、すばらしいんだということで、ぜひそこはできればお断りしていただく。我が家も料理からインスタントラーメンから晩酌の水割りから全部水道水を使っていますので、そこは逆にPRしていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

**○委員長（村上直樹君）** そのほか質問、意見はありませんか。

なければ、本件については慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

以上で陳情の審査を終わります。

ここで、本日の所管事務の調査に関係する職員を除き、退室願います。

(執行部入退室)

次に、所管事務の調査を行います。

まず、新型コロナウイルス等感染症への対応についてを議題といたします。

本日は、新型コロナ対応記録の作成に係る報告について、報告を兼ね、当局の説明を受けま  
す。企画調整担当課長。

**○企画調整担当課長** 本市における新型コロナウイルス感染症への対応状況について説明いた  
します。

令和2年3月に本市で初の患者が確認されて以来、想定を大きく超える感染の波が繰り返され、北九州市新型コロナウイルス感染症対策本部を中心に、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けて、相談体制、検査・医療提供体制、ワクチン接種体制の整備や事業者支援などに最大限取り組んできました。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが令和5年5月8日から5類感染症となったことを受けまして、次の感染症危機に備えるため、これまでに市が行った対応について、その経過や生じた課題等を北九州市新型コロナウイルス感染症対応記録としてまとめましたので、報告いたします。

この対応記録は、お手元に冊子として配付した本編と、タブレット端末に配付しております概要版の2種類を作成しております。いずれも、本日より市のホームページにて公開を予定しております。本日は、概要版に基づき、主な内容を説明させていただきます。

タブレットで配付した概要版資料を御覧ください。

2ページ目を御覧いただけますでしょうか。

目次となっております。本記録は、大きく2つのパートで構成しております。目次の1、2の部分は、感染の記録として、第1波から第8波までの波について時系列でまとめた部分となっており、目次の3の部分は、本市の取組について事項別にまとめた部分となっております。

では、3ページを御覧ください。

本市における新規感染者数として、市内で最初の患者が感染された令和2年3月1日からの推移を示したグラフと、国、県による緊急事態宣言やコロナ警報などの発令状況を記載しております。

4ページから7ページは、本市の主な取組を時系列に沿って記載しております。対策本部設置といった組織体制上の状況や、感染拡大に対応して行った検査体制や陽性者外来などの保健・医療分野の取組のみならず、事業者向けワンストップ窓口の設置といった保健・医療以外の取組、ワクチン接種での取組、イベント対応状況などを、国、県の動きと併せて多角的に記載しているところでございます。

次の8ページ以降は、これらの取組を事項別にまとめたものとなっております。本市の取組

の全体像が分かるように、組織体制、検査体制や医療提供体制、保健所体制などのほか、事業者支援や子育て支援、学校での対応など、保健・医療分野に限らず全庁的な取組として、項目別に記載しています。また、記載に当たっては、主な取組内容とともに、発生した課題やその課題への対応状況などについても記載しております。

なお、この概要版では、取組内容と課題等に対する主な対応としてまとめておりますが、本編では、次の感染症危機が生じた際にも役立つよう、各項目を事業ごとに切り分け、さらに、その取組を行った趣旨や具体的な取組内容を記載したほか、対応を振り返ってとして、留意点などについてもできるだけ具体的な記載を行っているところです。

説明は以上です。

**○委員長（村上直樹君）** ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質問、意見はありませんか。伊藤委員。

**○委員（伊藤淳一君）** 254ページの力作を、まださっとしか見ていないんですけど、本当に大変な作業だったと思います。

それで、本編の初めにでも書いてあるんですけども、今後の感染危機に備えていくためにもこういったことをやったと思うので、本当にこういう作業は有意義だと思います。特に、本会議でも私が質問しましたが、これからの感染症に対応していかないといけない、どういう感染症が起こるか分からない。今でも、インフルエンザがこの時期にこんなになるなんて誰も予想できなかったような状況だから、これまでの市の対応、経験というのをしっかりまとめて、そこから課題を明確にさせるというのが大切だと思うんですよ。

そこで、コロナ対応で一番大きかった問題は、高齢者の死亡が増えたじゃないですか。何でこうなったのかというのをしっかり押さえていかないといけないと思っています。

同時に、それに関連することですけども、医療提供体制が北九州の中で実際どうだったのかというのを、これも医師会等のあれも要ると思うんですけども、まとめていかないといけないし、その結果として、緊急搬送困難事例というのが幾つも出てきましたよね。それで亡くなった方もおられる。その当事者の家族の方の混乱というか怒りというか、相当なものがあつたわけですよ。また、高齢者が病院に入れなくて、高齢者施設に留め置きにされて亡くなった方もおられる。私も家族から話を聞きました。そういった悲惨な状況が北九州の中でも起こってきているわけですよ。これを二度と起こさないという立場でまとめていかないと、課題が何だったのかぼけてくるし、貴重という表現は妥当じゃないと思いますけども、こういった苦労した経験が次に活かされないと思うんですよ。そういったところを明確にしてまとめていただきたいと。まとめていると思うんですけど、何回も言いますが、まだ254ページ読んでいないので大変申し訳ないんですけども、この概要を見てそう思いましたけど、私の感想についてどういう考えなのか、お聞きしたいと思います。

**○委員長（村上直樹君）** 企画調整担当課長。

**○企画調整担当課長** 今御指摘を受けましたように、今回のコロナ対応では様々な想定を超える課題というのが生じまして、試行錯誤しながら、多岐にわたる体制を構築して今に至っていると認識しております。

今回作成した対応記録につきましては、市が行った最終形の対応、どのような対応を具体的にやったかということの主眼に作っております。今後、新たな感染症においても役立つよう、事業ごとに切り分けて、その取組を行った趣旨とか取組の内容を極めて具体的に記載したほか、対応を振り返ってとして、留意点についても具体的な記載をしたものでございます。そういった意味で、なぜこういったことが起こったのか、なぜ足りなかったのかということとはあまり触れていない形になっております。今おっしゃったようなところは、今後、次の感染症に向けてやるべきことをどのタイミングで準備して、いつどのようにそれを進めていくかを計画することが大事なことだろうと思います。

計画といたしましては、現在、感染症法に基づきます感染症予防計画等、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザ等行動計画というものがございますけれども、これの改定について進められているところでございます。感染症予防計画は今年度中に策定が予定されておりますし、新型インフルエンザ等行動計画につきましても国において現在見直しが進められていると聞いております。これは来年度以降に策定される予定になっております。こうした計画の策定において、今おっしゃったような課題に対していかに素早く体制をつくり上げていくのか、どのような体制があるのかということを明らかにするとともに、実際コロナ禍においてはどのような対応を具体的に市として展開したのかということがこの対応記録で分かると、この2本立てというのが今後必要なのかなという思いで、今回作成したものでございます。以上です。

**○委員長（村上直樹君）** 伊藤委員。

**○委員（伊藤淳一君）** 言われるとおりだと思うんですね。特に、今回の国の感染対策もそうなんですけど、北九州市から見れば、国自身が混乱していたからそれに振り回されたというのがありますよね。ワクチンの対応にしてもそうだし、当初の一斉休校、それから、例の悪評高いアベノマスク、こんなことで振り回されたと思うんですよ。そういったところからいっても、コロナの教訓をしっかりとつかんで、国に言うところは言うていくというスタンスも必要だと思うんですよ。そういう意味でも、ぜひ私の言った視点でもしっかりとまとめの中に反映していただければと思います。以上です。

**○委員長（村上直樹君）** ほか。金子委員。

**○委員（金子秀一君）** 2点あります。

すいません、私も見落としていたかもしれませんが、今回の検証にワクチン接種の副反応についての記述がなかったように思うんですが、その理由と、あともう一つ、難しい質問かと思



うんですが、PCR検査体制について様々記述があったんですけど、市民もそうですし、国を二分していたのが、全ての人を検査するという、あと、全ての人が望むときに何回もするという論調が最後まで消えなかったと思うんですが、片やPCR検査自体も資源であり有限であると、それによって軽症の方が病院に行くことで医療も圧迫するという議論があったと思うんですが、そのこのところの結論は出ていないかもしれませんが、もちろん国の考え方が今後出てくるというお話ではありますけれども、本当に頑張っていたと思うんですけれども、北九州市のPCR検査の対応はこれでよかったのか、それともやはり可能な限りPCR検査をさせる体制を取ったほうがよかったのかとか、そういった検証がされているのであれば教えていただければと思います。

以上2点、お願いいたします。

**○委員長（村上直樹君）** 企画調整担当課長。

**○企画調整担当課長** ワクチン接種につきましては、本編の54ページのところに記載してはいますが、副反応疑い報告制度の運営というところは国の本来担当だったということで、54ページに主な役割分担というところで記載している形になっております。そうした中で、副反応があったときにコールセンターで受け付けて、その窓口等を御案内するといった体制を取ったということをここで記載している次第でございます。

もう一つの、検査体制につきましては、まだ結論というか、何が本当に正解だったのかというのは正直分からないところもあると認識しておりますけれども、今、国、県で考えている内容としては、やはりどんな病気か分からない、それは検査でしか知りようがないということが前提にありますので、まずは発生した疑い患者について必要な検査体制を早く立ち上げることが、まず最初の目的として計画の中に盛り込まれる予定でございます。

その上で最終的に、その病気の状態によって、さらに検査を続ける、感染の広がりに応じて際限なく広げないといけないものなのか、それとも、検査はある程度でいいと、こういう症状の方は検査へ行くとパンクするから自宅にいていいと、これはその病気の内容によって対応は異なってくると思っております。そういった意味では、コロナにつきましても変異が進んでいくにつれて症状が強くない、特に若い方についてはそれほど検査をしなくてもいいということが分かってきましたので、特に検査能力の問題もありましたから、高齢者とか持病を持っている方については検査へ行ってください、そうでない方は家で待機しておくことも可能だと、こういった案内をしてきたと認識しております。

今おっしゃった部分については、コロナにおいてはこうしたということでございますけれども、今後の計画の中でそこをどういうふうに表示していくのかというのは技術的にも議論が分かれるところだと思いますので、そこはまだ分からないんですけれども、現状の認識としてはそのように思っております。以上でございます。

**○委員長（村上直樹君）** 金子委員。

**○委員（金子秀一君）** ありがとうございます。

またしっかり読ませていただきますが、ワクチンの副反応とPCR検査の効果というのは、しっかり国にもしていただく必要があると個人的には思っていますので、このまとめ作業大変お疲れさまでした。ありがとうございます。

**○委員長（村上直樹君）** そのほか質問、意見はありますか。日野委員。

**○委員（日野雄二君）** 非常に立派にまとめておられると思うんですが、これは相当労力がかかっていると思うんですね。これはこれで大切なことだろうと思うんですが、今までのコロナの対応記録として作っていますが、実際にどれだけ対じできたのかと。

これは令和2年から令和3年にかけて、ほとんど感染者はいなかった。令和4年、令和5年、爆発的に増えたんです。これはなぜかという、国も悪いけど、コロナに対する無知。我々も全然分かりません。コロナ菌に対する、ライノウイルスとコロナウイルスの違いだとかそんなこと、マスクをしなさい、手洗いしなさい、最初は空中で散布してそれが感染する、今度は接触感染となって、何がよくて何が悪かったのか。

これは記録の中で、換気をすればウイルスは舞うんですね。その間に外に出ていけばいいけど、ウイルスは見えないから、換気する器具がたくさん売れた、それを無償で補助金も出した。各家庭はそんなわけにいかない。商売するところはそれでいっぱいつけていますよね。その中にいけばマスクを外していても大丈夫ですよと、それがかえって感染者を増やしたような。例えば、飲みに行ってカラオケを歌う。マイクは除菌する、いろんなことをやったかもしれませんが、実際、口についたらそこで感染するんです。

令和4年7月から9月の間が最大です。ここで私も感染しました。どこでうつったか分かりません。多くの人に会っていますから。それで、隔離もしない、自宅待機をしろ、家族にうつる、子供がまた小学校で広げていく、その繰り返しだったんですね。はっきり言って、それに対じができたのかと。記録はいいけど、今後どうするのかと。これを基に5類に落ちて、私もこの前、せきが出る、喉が痛い、検査へ行ったらってコロナの検査もしません。インフルエンザの検査もしません。熱がないからと、そんな程度でね。

PCR検査のドライブスルーなんていうのは要らなかったのではないかなと。利用できていなかったのではないかな。開業医によるPCR検査が先で、ほとんど私もかかりつけ医で診てもらって、鼻の中の奥まで入れられて、これはコロナだと言われた。

これに3年間も振り回されて、これを作って今後どうなっていくのか。私は、本会議でアジア防疫センターをつくれと言ったけど何もない。福岡にワンヘルスで、福岡市にはできたけど、北九州市ではない。ワンヘルス、ウイルス感染症の6割が動物感染なんですよ。だから、それをしっかり北九州市でというのに、それもできない。今、5類に落ちて、もう検査もしない、だから人数なんて把握もできていない、それでいいのかと。

1点聞きたいんだけど、亡くなった方が出たのは最初の頃よね。令和4年に感染拡大したと

きにはほとんどなかったはずなんです、この報告書には、その要因は何と書いてあるのか、私も読んでいませんから分かりません。報告だから、そんなの書いてないのかもしれませんが。コロナの令和2年と令和3年と令和4年と令和5年の違いは何なんですか、教えてください。

**○委員長（村上直樹君）** 企画調整担当課長。

**○企画調整担当課長** 今回の対応記録につきましては、先ほどから何度か申し上げたとおり、その時点における判断がよかったのか悪かったのかとか、そういうことではなくて、最終的に北九州市がどんなことを取り組んで、最終的にどんな対応を取ってきたかという、その具体的な事業の内容について記録したという趣旨でございます。今、日野委員がおっしゃったような、なぜかという分析等については、国が今されている計画づくりの中で振り返ってつくられていると認識しております。こういった計画は、今後の北九州市における感染症対策計画の中にも生かされ、その中で具体的にこういったことをすると決まったときに、じゃあ前回のコロナ危機のときは、どのような対応を北九州市が取ったのか分かるように今回編集したものでございます。

もう一つ、今委員がおっしゃった死亡率の違いとかは、今回コロナで初めて分かったわけですが、コロナの特徴の一つとして、変異が次々と起こったところに大きな要因があるというふうに私としては考えているところでございます。そうした中で、当初、死亡率が1%を超えていたような病気が、最終的には、感染力が強くなる一方で、死亡率としては0.01%に下がったという病状の変化、その病状の変化に合わせて国も対策を取ってきましたし、それに合わせて我々も対策を取ってきたと認識しております。以上でございます。

**○委員長（村上直樹君）** 日野委員。

**○委員（日野雄二君）** 確かに今言われるとおりで、対応記録なので、それ以上のことはありません。私が一番言いたいのは、コロナに関しては情報をあまりにも流さなかった部分と対応の仕方がまずかった。いや、これだけやっていますよ、記録としてこんなことをやったんですよと、立派なものを作っていますよ。作っていますが、根本的には、医師会も含めて保健所が機能していない。私は医療に関しては素人ですよ。素人だけど、何かこのコロナは違ったんですよ。これは記録として残した以上、今後、どう対峙するか。新たな感染症対策をやるための記録だと言った以上は、新たな感染症が起きたときにどんなことをやるのかということのを常に考えて、勉強してやっていかなければ、安全・安心なんてありませんよ。医療・介護・福祉の現場も崩れますよ。

しっかり北九州市独自のものを、これだけ医療の先進都市である北九州市が、この記録としては立派なものだけど、それから先のことを考えてやっていかないと、保健所との連携、国に対するいろんな助言も含めて、そんなことができるような市であってほしい。まして市長はスペシャリストなんだろう、知らないけど。人から聞いた話だけど、大したことはないかなと思いつつ、以上で終わります。

**○委員長（村上直樹君）** 荒川委員。

**○委員（荒川徹君）** 3年以上にわたってコロナに対応するために、行政をはじめとして関係者の皆さんが非常に頑張ってきたわけで、これについては本当に心から敬意を表したいと思います。

その上で、今回は取組の記録を示したということなんですが、例えばこの3年余にわたる本会議や委員会で議論が様々されてきた中で、ちょっと考えただけでも出てくるのが、例えば検査体制がどうだったとか、あるいは、保健所が1か所でどうなのかという体制の問題、それから、緊急搬送困難事案が今年に入って相当出ましたよね。あるいは、コロナ患者が一般病床で診療を受けざるを得ないということで、そのために感染が広がったとか、スタッフが長期にわたって休まないといけなかった問題、濃厚接触者と言われていた人たちの相談体制、あるいは、ワクチン接種の予約対応が非常に混乱した時期もありました。あと、職員配置の問題でも兼務がかなりの数に、これもやはり振り返って総括してみる必要があると思うんです。

新たな感染症対策を確立する作業にこれから入ると言われたんですよね。国が示すものを踏まえてということなんですけど、北九州市の置かれている状況をしっかり踏まえた北九州市ならではの対策、今回の一連のことを教訓にして、今後に生かすべき事項を明らかにする必要があると思いますので、この辺の取組をどのようにお考えなのか、お尋ねしておきたいと思います。以上です。

**○委員長（村上直樹君）** 企画調整担当課長。

**○企画調整担当課長** 今後の計画につきましては、これから検討する部分も多いわけですが、現在、国から示され、県や保健所設置市等と議論しながら、感染症の予防計画については策定を進めているところです。その中では、想定をどのくらいに置くのか、さらに、その想定に対応できる体制をいかに早く築けるのかということがやはり大きなポイントであるというふうに話が進んでいるところでございます。

具体的には、今回のコロナに関しても、波が繰り返されるたびに想定外の感染規模で、前の波に合わせて備えた体制が崩れてしまった、そのために、その場で対応はしたけれどもやはり慌てる部分があった、そういうことが繰り返されたことが大きな課題であると考えております。そのため、今回の予防計画の想定は少なくとも今回のコロナの規模とし、タイミングでということであれば、日本全体で1年後に立ち上げた医療提供体制を、早期のうちに、具体的には3か月以内に立ち上げると。保健所体制についても、保健所がピークを迎えた令和4年1月頃、2年後になるかと思いますが、その頃の体制を1か月以内に立ち上げることを目標に予防計画はつくられる予定でございます。そういったことをベースに今議論が進んでいるところでございます。そういった反省を踏まえて、今後の計画は心して取り組んでまいりたいと考えています。以上でございます。

**○委員長（村上直樹君）** 荒川委員。

**○委員（荒川徹君）** 今後、計画をつくっていくということですよ。いずれにしても、これだけ長期にわたって様々な体験をしてきたわけですし、その中でも問題点もいろいろ明らかになったわけで、そういう点を踏まえて、北九州市における今後の対策について、安全・安心という点からしっかり計画をつくっていただきたいと要望しておきたいと思います。以上です。

**○委員長（村上直樹君）** そのほか質問、意見はありませんか。西田委員。

**○委員（西田一君）** 本当に力作を作っていたと思います。皆さんがこれまで闘ってこられた記録というのは、これからの感染症対策にぜひ生かしていただきたいなど、言わずもがななんですが、もう今は退職した永富局長をはじめ、当時、最前線で闘ってくれた皆さんには改めて敬意と感謝を申し上げたいと思います。永富さんじゃなかったらどうだったろうとか、ほかの職員の皆さんには失礼ですけど、思うこともありますので、今日委員会でこういった発言が出たというのはぜひ永富さんにお伝えいただきたいなと思っています。永富さんは小倉南区ですかとか言って、関係ないんですけど。

1つだけ、子供たちが3年、4年にわたり、ふだんできていた経験ができなかった。私の子供もまさにそうなんですが、すごく申し訳ないというか、かわいそう、気の毒だな。そうはいっても、前向きな生活はしていたわけなんですよ。次にもしこのようなことになったとき、多分、大きな震災に比べるとひょっとしたら頻度が高いのかな、僕はそういう歴史の統計は全然知らないんですけど、本当にいつ起こってもおかしくないの、子供たちができるだけ窮屈な思いをしないように、子供たちを守らなくてはいけないんだけど、今回過剰に子供を守るために束縛した部分があったかもしれないので、極力子供たちの自由を奪わないような、そこをぜひ今後考えていただきたい、次に生かしていただきたいと思います。以上です。

**○委員長（村上直樹君）** そのほか質問。井上委員。

**○委員（井上しんご君）** これまでの説明で、今回は検証というよりも、やったことの報告というお話がありました、市がやった新型コロナワクチンに対する事務とかの検証も含めて今後につなげていってもらいたいなと思います。

それで、実際にうちに相談に来たケースで、最初のコロナワクチン接種のとき予約が取れないという、ここにも書いていますが、職員体制とか電話回線を増やして対応したと書いてあります。

あと、もう一つうちであったのは、発熱外来等で、昼間はいいんでしょうけども、夜間とかで子供が熱を出したときに、基本、コールセンターへ電話して対応を仰ぐというときに、医療機関がないということで、救急車を呼んでくださいという指導がどこも一般的だと思うんですけども、我々としても救急車を呼んでいいのかなという形で、そのとき救急搬送も増えたと思うんですけども、そういった部分でどれだけ件数が増えたとか書いているのか分かりませんが、そういった部分で実際どう対応したかまでないかもしれませんけども、そこも検討してもらえたらと思うんですけど、どこか書いてあるんですかね。見当たらなかったんですけど、

発熱外来等での昼間と夜間の対応の部分について探したけど見当たらなかったんです。

**○委員長（村上直樹君）** 企画調整担当課長。

**○企画調整担当課長** 井上委員がおっしゃったところは、具体的な数値としては掲載はしていないところです。掲載すべきかどうか、限られた分量の中で悩んだ部分というのがございまして、おっしゃるところは入れられたらよかったかなとも思っていますけれども、すいません、残念ながらその掲載はないです。

計画を作るに当たっては4回にわたって各局等に照会をして取りまとめて、元データはかなり膨大なものです。そういったものは廃棄ではなくて、きちんと整理して索引等もつけて、もうちょっと深い内容が問題になっても分かるような形で残していきたいと考えております。以上でございます。

**○委員長（村上直樹君）** よろしいですか、井上委員。

**○委員（井上しんご君）** はい。

**○委員長（村上直樹君）** そのほか質問、意見は。

ほかになければ、ここで本日の行政視察の事前研修に関する職員を除き、退室願います。

（執行部入退室）

次に、本委員会の行政視察について、所管事務の調査に資する取組を行っている都市に視察を行うこととしていますが、この視察が実りあるものとなるよう事前研修を行います。

まず、神戸市の保育所送迎ステーションについて及びヤングケアラー支援について、神奈川県横須賀市のエンディングプラン・サポート事業について、東京都世田谷区の子供の居場所づくりについての参考とするため、本市での取組等について執行部から説明を受けます。

それでは、説明をお願いいたします。長寿社会対策課長。

**○長寿社会対策課長** 横須賀市の終活支援事業と北九州市の取組について御説明いたします。

タブレットの1ページを御覧ください。

最初に、北九州市と横須賀市の高齢化の状況でございます。

横須賀市の人口は北九州市の約4割ですが、高齢化率が32.5%と、北九州市よりも高くなっております。また、65歳以上の単身世帯が約2万5,000世帯となっており、今後もさらなる増加が見込まれる状況を踏まえ、平成27年度に終活支援センターを立ち上げ、次の2つの終活支援事業を実施しているとのことでございます。

1つ目は、エンディングプラン・サポート事業ですが、独り暮らしで身寄りがなく、生活にゆとりのない高齢者等が、葬儀や納骨などの葬送について生前に自ら決めて、その意思の実現を支援するという取組でございます。

事業の内容は、最初に、葬儀や納骨など終活に関する相談を受け付け、生前契約を受ける協力葬儀社の情報提供などを行います。本人が生前契約を行う決定をした場合は、協力葬儀社と本人が生前契約を締結し、約26万円を預託します。市は、契約内容に従って、本人、葬儀社と

共に支援プランを策定いたします。その後は、市は支援プランに基づいて安否確認などを行うほか、本人が万が一の場合は、生前契約の内容に従い、あらかじめ本人が指定した関係者の方々と連携して葬儀などを行うというような流れになっております。令和4年度の事業実績は、相談件数が274件、登録件数が19件、プラン実施件数が15件となっております。

タブレットの2ページを御覧ください。

続きまして2つ目の、わたしの終活登録事業についてです。

これは、エンディングノートに生前契約の内容やお墓の場所などを記載していても、本人が亡くなったり倒れて意識がないなどの場合にノートの保管場所が分からず、緊急連絡先さえも不明で、本人の意思が伝達されないといった事態を防ぐため、終活関連情報を市に無料で登録するものでございます。登録できる情報は、緊急連絡先や葬儀等の生前契約先などのほか、本人の自由登録事項を含めた11項目となっており、来庁をはじめ、郵送、電子申請、電話でも受け付けております。情報の開示先は、あらかじめ項目ごとに開示の同意をいただいた上で、医療機関、消防署、警察署、福祉事務所のほか、本人が指定した人となっております。事業実績の累計は、令和4年度末で、相談件数が1,412件、登録件数が623件、情報開示件数が11件となっております。

タブレットの3ページを御覧ください。

続いては、北九州市における取組です。

北九州市社会福祉協議会において、終活相談及びエンディングノートの作成配付を行っており、市においても、社会福祉協議会と連携して、終活に関する情報提供やノートの普及啓発などを実施しております。

終活相談は、ウェルとばたで週1回、相談員や専門家が対応し、令和4年度の実績としては、相談者数が58名、相談件数が116名となっております。相談内容の内訳については、記載のとおりでございます。

なお、高齢者や家族の皆様へのニーズを踏まえ、先月、初の取組として、終活面談会を開催いたしました。終活アドバイザーによる講話をはじめ、葬祭業や家財処理など死後事務委任業務を行う事業者や終活全般の相談のブース出展によって面談会などを行い、約70名の参加がございました。

次に、タブレットの4ページを御覧ください。

最後に、エンディングノートについてでございます。

終活を進めるためのツールとして作成し、終活相談で記入方法の支援なども行っております。令和5年度は、1万5,000部を作成し、地域包括支援センターなど各区役所の窓口を中心に配付するほか、より多くの方に終活の取組を知っていただけるように、9月1日に開催いたしました年長者の祭典などにおいても配付し、説明などの普及に努めております。

終活支援事業についての説明は以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 事業調整担当課長。

○事業調整担当課長 送迎保育ステーションについて御説明させていただきます。

タブレット端末1ページをお願いいたします。

今回の行政視察先のうち、子ども家庭局と関わりのある神戸市、世田谷区を抜粋して人口比較を行っております。御参考までに御確認ください。

タブレット端末2ページをお願いいたします。

それでは、送迎保育ステーションについて説明いたします。

初めに、1、送迎保育ステーションとはですが、送迎保育ステーションとは、近隣に入所可能な保育所等が見つからない子供に対し、自宅から遠距離にある保育所等への通所を可能にするため、通勤途中などに利用ができるよう、利便性が高い駅周辺にステーションを設置し、バスで送迎を実施する事業のことになっております。

続きまして、2、北九州市の状況についてですが、保育所に通園しております保護者の方に対しまして、今年の7月に、保育所の送迎に関するアンケート調査を行いました。3,372名から回答いただいております。

(1)自宅から保育所への送迎方法についてですが、車の方が84%、車以外の方が16%となっており、そのうち徒歩の方が12%となっております。

(2)自宅から保育所への送迎時間についてですが、15分以内の方が84%、15分以上の方が16%となっております。

(3)保育所選択で重視することについては、最も多かったものが、自宅からの距離で77%、続いて、保育内容や評判が69%、職場からの距離が21%となっております。

続きまして、タブレット端末3ページをお願いいたします。

(4)送迎に関して負担に感じることについては、最も多かったものが、急な状況、保護者の体調不良や急な残業などに対応することが難しいが60%、続いて、保育所に行く準備に時間がかかり、出勤時間に間に合うか心配が34%、保育所周辺に駐車場や駐輪場が少ないが29%、職場から保育所までの距離が遠いが13%となっております。

(5)保育に関して希望することについては、最も多かったものが、急な状況の際に支援してほしい、ベビーシッターなどが49%、続いて、保育所周辺に駐車場や駐輪場を増やしてほしいが21%、保育内容が気に入っている保育所に入所できるようにしてほしいが19%となっており、駅周辺に送迎センターをつくってほしいは3%となっております。

タブレット端末4ページをお願いいたします。

続きまして、3、神戸市の取組でございます。

神戸市では、待機児童対策として、令和3年度から送迎保育ステーション事業を実施しております。駅周辺に送迎保育ステーションを設置し、バスで郊外の保育園等へ送迎しており、送迎ステーションと送迎先の保育園は同一法人で運営しております。令和5年度時点、神戸市内



には8か所のステーションがあり、利用人数は121人、対象年齢は3歳以上で、利用料金は原則無料となっております。1日のイメージ図を枠内に記入しております。参考にさせていただきます。

最後に、タブレット端末5ページを御覧ください。

最後に、4、神戸市と北九州市の比較についてでございます。

待機児童数につきましては、神戸市は令和元年度は年度当初で217人いましたが、令和4年度以降はゼロとなっております。北九州市は、平成23年度以降、ゼロの状況となっております。

以上で送迎保育ステーションの説明を終わります。

**○委員長（村上直樹君）** 母子保健担当課長。

**○母子保健担当課長** 続きまして、ヤングケアラー支援に係る北九州市、神戸市の取組について御説明いたします。

タブレット端末6ページを御覧ください。

1、ヤングケアラーについてです。

ヤングケアラーとは、本来大人が担うとされている家事や家族の世話などを日常的に行っている子供のことで、責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうと言われています。

次に、2、北九州市におけるヤングケアラー支援の取組についてです。

1、関係課長会議につきましては、令和2年度より開始し、情報共有や意見交換を行っております。

2、周知啓発につきましては、相談窓口の周知、それから関係機関への研修、また、市民などを対象とした出前講演などにも力を入れています。

3、ヤングケアラー相談支援窓口の設置につきましては、令和4年5月にウエルとばた内に専用窓口を開設しております。この窓口では、相談支援のほか、学校へのアウトリーチも行っており、子供に身近な教職員に対する周知や相談対応を行っております。

続きまして、タブレット端末7ページを御覧ください。

4、ヤングケアラー訪問支援事業につきましては、支援員、これはヘルパーさんになりますが、ヤングケアラーのいる世帯に派遣し、家事や育児支援を行う事業を今年度10月より開始しております。

続きまして、神戸市におけるヤングケアラー支援の取組について御説明します。

神戸市は、令和元年10月に20代の若者のケアラーが同居の祖母を殺害する事件が発生したことがヤングケアラーへの支援に取り組むきっかけになったと聞いております。プロジェクトチームによる検討が行われ、10代だけじゃなくて20代の若者も含めた支援の対象としています。具体的な取組は、資料に記載しているとおりです。

なお、③のふうのひろばにつきましては、主に元ヤングケアラーや大学生の交流の場になっているとのことです。なお、相談対応は専門職が行うべきとの考えから、元ヤングケアラーに

よる相談対応は行っていないとのことでした。

続きまして、タブレット端末8ページを御覧ください。

4、神戸市と北九州市の比較、1、相談支援窓口についてです。

項目ごとにまとめております。それぞれ両市の特色としては、神戸市は、全国で初めて窓口を開設し、20代も含めた若者に対して直営の窓口が相談支援を行っていることとなります。北九州市では、教育委員会との連携による学校へのアウトリーチを行っていること、また、放課後となる夕方や土曜日にも相談対応を行っていることが挙げられます。

続きまして、タブレット端末9ページを御覧ください。

家事・育児支援についての比較となります。

利用の上限や利用料金について違いはありますが、おおむね北九州市と神戸市と同様の内容となっております。

以上でヤングケアラー支援についての説明については終わります。

**○委員長（村上直樹君）** 青少年課長。

**○青少年課長** 続いて、プレーパークに係る北九州市、東京都世田谷区の実践について説明いたします。

タブレット端末10ページを御覧ください。

まず、プレーパークについてですが、プレーパークとは、子供の成長段階に応じた心身の健全な発達や社会性を育むことを目的として、公園や広場を活用し、子供たちが自然と触れ合いながら自分の責任で自由に遊ぶ外遊びの場のことです。

次に、北九州市におけるプレーパークの実践の経緯を表にまとめております。

なお、昨年からは、プレーパーク開催団体と青少年課で意見交換会を開催しており、さらに今年度は、国の補助事業を活用して、市内3か所の公園で出張型のプレーパークを開催する予定です。

次に、タブレット端末11ページを御覧ください。

ここでは、現在の実践状況についてまとめております。

本市では、NPO団体などと協働して身近な公園などで行う一般的プレーパークと、市内全域に広報する大規模プレーパークを開催しており、開催状況は表のとおりでございます。

続きまして、タブレット端末12ページを御覧ください。

さらなる普及促進に向けた課題です。

プレーパークのさらなる普及促進について、プレーパーク開催団体との意見交換会の結果、判明した4つの課題を記載しております。今後は、これらの課題を解決し、プレーパーク実施地域の拡大に取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、タブレット端末13ページを御覧ください。

世田谷区におけるプレーパークの実践について御説明します。

世田谷区では、5つの地域が設定されており、現在、4つの地域の公園でプレーパークが開催されています。

次に、世田谷区のプレーパークの特徴ですが、大きく2つの特徴があるようです。1つ目は、親を中心とする地域住民が運営する形を基本としつつ、住民と行政とのパートナーシップが築かれているということです。これは1970年代に始まった地域住民の活動をきっかけとして始まったものであり、その過程の中で地域住民と区の役割分担が確立されたものです。

2つ目は、自分の責任で自由に遊ぶという子供の自由な遊びを前面に打ち出した哲学を打ち出していることです。この特徴も、長年の運営の中で生まれてきたもののようです。

次に、認定NPO法人プレーパークせたがやについてです。

2005年に世田谷区内の4つのプレーパークの運営団体がまとまって立ち上げた法人です。この法人化により、世田谷区から直接業務委託を受けるようになったようです。

続いて、タブレット端末14ページを御覧ください。

最後に、世田谷区と北九州市の比較です。

行政区域面積は、北九州市は世田谷区の8.5倍、一方、人口はほぼ同じです。また、居住地人口の密度は、北九州市は世田谷区の3分の1程度となっております。

プレーパークの今後の取組については、世田谷区では、プレーパークのない砦地域に5つ目のプレーパークの整備が予定されており、この5つのプレーパークを拠点に、多くの子供の活動への参加を図っていくようです。一方、北九州市では、中間支援組織を活用して市民にプレーパークの周知を図るとともに、プレーパークの活動を行う住民組織の掘り起こしを行っていく予定です。

以上でプレーパークに係る北九州市、東京都世田谷区の取組についての説明を終わります。

**○委員長（村上直樹君）** 御説明ありがとうございました。

ただいまの説明は、行政視察のための事前研修ですので、委員の皆様は執行部に対する意見や要望ではなく、説明に対する質問を行っていただきたいと思います。当局は、答えられる範囲で結構ですので、答弁をお願いいたします。

なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

それでは、質問、意見はありませんか。

なければ、以上で行政視察の事前研修を終わりたいと思います。大変ありがとうございました。

なお、視察終了後に、本委員会において、視察内容について委員間での意見交換を行い、所管事務の調査の委員会報告書に反映させていく予定ですので、よろしく願いいたします。

以上で所管事務の調査を終わります。

ここで、本日の報告に係る職員を除き、退室願います。

(執行部入退室)

次に、保健福祉局から、令和5年度第2回地方独立行政法人北九州市立病院機構評価委員会について報告を受けます。市立病院担当課長。

**○市立病院担当課長** 10月12日に開催されました令和5年度第2回地方独立行政法人北九州市立病院機構評価委員会の内容について御報告いたします。

評価委員会では、第2期中期目標最終案及び第2期中期計画骨格案について討議を行いました。本日は、この2件の要点について御説明いたします。

まず、1件目ですが、第2期中期目標最終案について御説明いたします。

これまでの経緯ですが、8月10日に開催されました保健福祉委員会にて、令和5年度第1回地方独立行政法人北九州市立病院機構評価委員会で審議された第2期中期目標素案に関して御報告させていただいておりました。

タブレット端末の資料1-2の6ページをお開きください。

第5-2、施設・設備の老朽化対策という項目がございますが、評価委員会の委員の意見として、建築後30年以上経過している医療センターについて、建て替えの検討との記載が適当であるという意見がございましたので、イに記載しているとおり、建て替えを含め広く検討を行うことという修正をいたしております。その後、第2期中期目標案に対して、令和5年9月1日から9月25日までの間、市民意見の募集を行いました。

タブレット端末の資料1-1、第2期中期目標へのパブリックコメントの結果についてを御覧ください。

市民意見は3件ございまして、全て医療センターの建て替えについて言及されております。内容は、建て替え場所や病院の機能、規模に関するもので、既に、建て替えを含め広く検討を行うことと目標に記載させていただいておりますので、資料1-2、第2期中期目標最終案についてとさせていただきます。この第2期中期目標最終案に対し、評価委員会で委員の意見を伺ったところ、原案どおりとなりました。

第2期中期目標に関する今後のスケジュールですが、12月の市議会に議案を提出し、議会の議決を経て、第2期中期目標が決定となります。

続きまして2件目で、第2期中期計画骨格案について御説明いたします。

タブレット端末の資料2を御覧ください。

まず、中期計画の位置づけですが、地方独立行政法人法で、設置者である市が策定した中期目標に基づき、市立病院機構が中期計画を策定することとなっております。第2期中期計画骨格案の策定に当たっては、市の中期目標案の項目に対応する形で作成しております。表の左側が中期目標最終案で、右側が中期計画骨格案となっております。

骨格案については、第1期中期計画をベースに、市立病院としての使命や機構が抱えている課題や経営に関する方針等を反映し、計画を取りまとめたものとなっております。白丸につい

ては、主な内容を要約しており、文言等詳細については第2期中期計画素案でお示しする予定です。また、下線の部分が第1期計画からの主な変更点となっております。

それではまず、1ページ上段の前文です。

本計画が、総務省の定める持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインが求める公立病院経営強化プランを兼ねることを記載しております。その下に、目標期間は令和6年4月1日からの5か年となっております。

続きまして、2ページ目を御覧ください。

1-1、感染症医療の項目に、医療センター及び八幡病院が中核的な役割を担うものとして、新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザなど新興感染症及び再興感染症の受入れを追加しております。これは、新型コロナウイルス等新興感染症の感染拡大時においては医療センターだけではなく八幡病院も市立病院として中核的な役割を担っているため、追加しております。

その下、1-(2)周産期医療については、医療センターにおける周産期医療の在り方について、市内の分べん件数などの減少を踏まえた上で、今後どうあるべきかの検討を行っていくことを追加しております。

3ページ目を御覧ください。

2-(1)、オでは、医療センターにおける医療の項目で、診療科や病床数について、持続可能で安定した医療を適切に提供するため、適正化の検討を行うことを追加しております。また、その下の白丸の項目で、救急医療体制の充実に努めることを追加しております。

続きましてその下、2-(2)-エ、八幡病院における項目ですが、医療センターと同様、診療科や病床数について適正化の検討を行うことを追加しております。また、白丸項目では、心臓血管外科を設置することで救命救急センターのさらなる機能充実に努めることを追加しております。

続きまして、4ページを御覧ください。

中段、3-(2)医師の働き方改革への対応です。こちらは新規追加となっており、医師の時間外労働規制を踏まえ、タスクシフト、タスクシェアの推進や適切な労務管理の実施等により、時間外労働の縮減や医師の負担軽減を行い、働きやすい職場環境の整備に取り組むことなどを記載しております。

続きまして、5ページ目を御覧ください。

4-(1)、②、イで、快適な院内環境の整備についての項目です。患者や家族の利便性の向上に向けて、マイナンバーの登録や会計後払いシステムの利用促進をすること、また、様々なDXの推進に取り組むことを追加しております。

続いて、6ページを御覧ください。

5、新興・再興感染症の感染拡大時への備えで、中期目標に従い新規追加した項目になりま

す。新型コロナウイルス感染症などの新興感染症等の感染拡大時には市内医療機関の中で中核的な役割を果たすため、平時から職員の育成や感染防護具の備蓄など、感染拡大に備えることとしております。

少しページが飛びます。10ページを御覧ください。

第5-2、施設・設備の老朽化対策です。いで、医療センターの老朽化への対応の項目ですが、建築後30年以上経過し、老朽化が著しいことから、建て替えに要する期間が長期間になることも踏まえ、早急に建て替えを含め広く検討を行うこととしております。白丸項目で、検討の基本となる医療センターの在り方について、外部有識者を含めた検討会などを市と共同で設置して検討を進めることや、特に政策医療については、市全体で検討される将来的な在り方を踏まえる必要があるため、市と緊密に連携することを記載しております。

その下に、5-3、デジタル化への対応です。こちらも新規追加項目です。医療分野におけるDXを推進し、医療の質の向上や働き方改革の推進を図ることや、電子カルテの共通化、マイナンバーカード等の活用について追加しております。

最後に、11ページを御覧ください。

第11、料金に関する事項では、(1)で、健康保険法等に基づき算定した費用の額とすること、(2)では、(1)により難しい費用、法律に基づかない個室の室料差額などの費用について、別に理事長が定めるものとしております。第1期中期計画では、室料差額、分べん料、駐車場料金、看護学校の授業料及び文書料などについては個別の料金もしくは上限、下限を定めていましたが、地方独立行政法人の業務運営の自主性、自立性の確保の観点から、より柔軟に対応できるように改正をしております。

第2期中期計画の今後のスケジュールになります。11月21日、12月26日に評価委員会を2度開催する予定にしており、引き続き議論いただくことになっております。その結果を常任委員会にて報告した後、令和6年2月の市議会に議案を提出したいと考えております。

以上で説明を終わります。

**○委員長（村上直樹君）** ただいまの報告に対し、質問、意見を受けますが、12時になりました。このまま続行したいと思いますが、いいですか。はい。

それでは、当局の答弁の際は補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁をお願いします。

それでは、質問、意見はありませんか。荒川委員。

**○委員（荒川徹君）** それでは、簡潔にお尋ねしますが、今後の予定を見ますと、12月にもこの常任委員会で報告があつて、1月にもあるということですが、この中期目標あるいは中期計画に議会で議論したことは反映されるんですかね。

**○委員長（村上直樹君）** 市立病院担当課長。

**○市立病院担当課長** 常任委員会等で議員の方から御意見をいただいた分につきましては、評

価委員会等の中で御説明することは可能でございます。あるいは、原案をつくる病院機構のほうに意見を申し上げることも可能でございます。以上になります。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 可能であるということは、前にも議論したんですよね、1回報告してもらったときに出た意見というのは、評価委員会には反映されていないということでしょうか。今から可能だという意味はそういうことですかね。

○委員長（村上直樹君） 市立病院担当課長。

○市立病院担当課長 本日御説明させていただきました中期目標については、最終案という形で皆様に御報告をさせていただいているような状況でございます。第2期中期計画の骨格案につきましては、今後、素案、成案という形で今から計画を策定していくこととなりますので、御意見いただいた分に関しては病院機構あるいは評価委員会に御報告、御説明させていただくことを考えております。以上になります。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） ということは、中期目標については議会の意見は反映されていないということですね。今からの中期計画には議論は反映できると言われるけど、前回報告された中期目標については、議論したことを反映していないわけでしょう。そういう手だてが取られていないということになるんじゃないですか。そしたら、今日議論したことは今後の中期計画に反映するという事なんですけど、議会で議論する意味がないじゃないですか。今までしてきたことにあまり意味がないと感じるんですけど、どうなんですかね。

○委員長（村上直樹君） 市立病院担当課長。

○市立病院担当課長 中期目標に関しましては、第1回評価委員会を開催した後、この保健福祉委員会で報告をさせていただいております。その中でいろいろな御質問が出たと思いますが、それを踏まえて本日の最終案とさせていただいている次第です。計画につきましては、今回初めて皆様に骨格を御報告させていただいております。まだ策定途中でございますので、意見が反映されないということはございません。御意見をいただいた件につきましては、病院機構や評価委員会の中で御説明していきたいと考えております。以上になります。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 中期目標については、反映されていると理解していいんですか。そういうことなんですね。分かりました。

そうしたら、中期計画については、今後、評価委員会で報告して反映するということですかね。はい。

ちょっとお尋ねしておきたいのですが、この中で、医療の質の確保・向上というところで、高度な医療機器の整備、更新等を計画的に進めることとありますが、現在導入を検討している新たな高度医療機器、あるいは現在使用中のもので更新が必要な機器というのがあれば教えて

ください。

時間の関係がありますので、あと、患者サービスの向上というところで、今後の計画をつくっていく上で、患者のいろんな要望、意見等を反映するためにどういう手だてが取られているのか。例えば、経済的な理由で患者が非常に困って受診しづらい状況にあるとしたら、メディカルソーシャルワーカーの増員等も盛り込まれているようですが、そういうことに対する相談体制の考え方。

そして、働き方改革の観点から、職員が働きやすい環境づくりに努めるという点で、職員のいろんな意見、要望等、そういう声を聞く手だてが取られているのかどうか。

最後に、マイナンバーカードの健康保険証利用促進というのがありますが、現在どれぐらいの人が利用しているのか、あるいは、トラブルはないのかお尋ねします。以上です。

**○委員長（村上直樹君）** 市立病院担当課長。

**○市立病院担当課長** まず1点目、医療機器の購入計画に関して御説明いたします。

現在、骨格案ということで、市のほうには医療機器の更新に関する計画は提出されていません。ただ、医療機器のメンテナンスの時期になれば更新ということはございますし、新規の手術法によっては新たな医療機器を購入する可能性もございます。今後、素案、成案と計画が煮詰まってくる段階になったら、我々も把握できると思っておりますので、確認をさせていただきたいと思っております。

続きまして、患者サービスの関係で御質問いただいております。

資料の中に、快適な院内環境の整備という項目がございます、院内における施設設備面の快適性の向上と併せて、患者支援センターなどを強化し、入退院支援の強化を推進すると骨格の段階で示させていただいております。メディカルソーシャルワーカーなどの具体的な話については、素案などで今後御説明させていただけると考えております。

続きまして、職員の満足度に関して御説明いたします。

職員のやりがいや満足度を向上させるために、職場環境の充実という項目を立てており、職員満足度調査を実施したり、職員提案制度を充実させたり、現時点でも病院機構としてはやる範囲でやっております。こちらもですが、具体的な内容につきまして素案の中で提示させていただけるような形で整理したいと思っております。

最後に、市立病院におけるマイナンバーの利用状況に関してでございます。

まず、医療センターにおいては約2%利用してございます。八幡病院につきましては、現システムでは把握が難しいため、不明となっております。あと、医療センター、八幡病院での窓口トラブルですが、現時点ではトラブルは生じておりません。以上になります。

**○委員長（村上直樹君）** 荒川委員。

**○委員（荒川徹君）** 今の説明について、ぜひ患者サービスの向上という点では、本来医療センターなり八幡病院で受診する必要がある患者さんが経済的な問題で遠ざけられないよう、例え



ば無料低額診療を含めて検討していただきたいと要望します。以上です。

**○委員長（村上直樹君）** そのほか意見、質問。山本委員。

**○委員（山本眞智子君）** 1点なんですけれども、医師の働き方改革というのが載っております。また、職場環境の充実も載っているんですが、看護師さんも女性が多いです。あと、一時期、医師不足と言われたときに、女性は小学校からかなり勉強してドクターの資格を取るんですが、やはり結婚とかしたときに離職してしまう。それで医師が不足しているという説明を受けたことがあるんですが、そういう観点からいったら、働きやすい環境は、特に女性のワーク・ライフ・バランスとか女性の活躍みたいなものを前面に押し出していく必要もあると感じております。

あと、私がテレビを見ていて感激したのが、鳥取大学附属病院の敷地内に保育所が建っていて、24時間保育してくれて、東京のほうからシングルマザーが子供を連れて、救急医療を担当する看護師として働きに来るんですが、残業になったらその保育所が子供に食事を与えて、それからお風呂に入れて、そして寝かせてくれるので、女性の看護師さんも女性の医師も子育てのことを心配せずにしっかり働ける。だから、全国からそういう女性の方が鳥取大学の附属病院に行きたいというテレビの特集をやっていて、素晴らしい取組なので、ぜひともそういう職場環境を、ここにも院内保育所のさらなる活用等と書いてあるんですが、もうちょっとこの辺に力を入れていただきたい。もし御意見があったら教えてください。

**○委員長（村上直樹君）** 市立病院担当課長。

**○市立病院担当課長** 山本委員から御指摘がございました女性の医師確保ということで、今回の骨格案ではその旨ははっきりと記載されておりましたが、重要な項目だと考えておりますので、今後、病院機構と計画案を調整する際にはぜひ御意見をお伝えしたいと考えております。

あと、院内保育所につきましても、両病院とも院内保育所を運営しておりますので、より利用しやすい院内保育所になるような取組をやっているかどうか確認をさせていただき、そういう取組が実現できないか検討したいと思っております。以上になります。

**○委員長（村上直樹君）** 金子委員。

**○委員（金子秀一君）** 1点だけ確認なんですけど、旧市立八幡病院の建物がそのままですけど、これは病院機構の持ち物なのか、それとももう市に返したのか、そういった部分の現状を教えてください。

**○委員長（村上直樹君）** 市立病院担当課長。

**○市立病院担当課長** 旧八幡病院の建物、土地につきましては、平成31年に旧病院局から地方独立行政法人に移管した際に、旧八幡病院の4分の1が機構の所有、4分の3は市が所有という形になってございます。当初、機構が旧八幡病院を使わなくなって、建て壊す準備を進めていたんですけれども、令和2年から令和3年度末までPCR検査センターなどを旧八幡病院の跡地でやっていた関係もございまして、その使用が終わった後、令和4年度に建て壊しの基本

計画を策定し、引き続き準備、調査等を進めていく予定になっています。以上になります。

**○委員長（村上直樹君）** 金子委員。

**○委員（金子秀一君）** 承知しました。ありがとうございました。

**○委員長（村上直樹君）** そのほか質問、意見はありませんか。伊藤委員。

**○委員（伊藤淳一君）** 2点質問があるんですけど、財政基盤の安定化というところがありますよね。この中で、中期目標期間における経常黒字を実現しないと経営基盤の安定化はないわけですけども、中期計画の中でどういうふうに経常黒字を確保していくのか明確になっているんですか。それが1点。

それから、先ほども出たと思うんですけども、一方、マンパワーの世界ですから、人材確保というのは大切ですよ。ドクターの確保、ナースの確保、薬剤師の確保等々、これは私も苦勞しましたけど大変なんですね。ここがしっかりしておかないと、医師の労働軽減とかナースの労働条件の改善もないんですね。ですから、これをうたっている以上、その計画、対策というのが非常に求められていると思うんですけども、その辺はどうなっているのかという2点をお聞きしたいと思います。

**○委員長（村上直樹君）** 市立病院担当課長。

**○市立病院担当課長** まず1点目、財政基盤の安定化について御質問をいただきました。

今回は骨格案なので細かく資料は出ておりませんが、今後、素案、最終案に向かって、数値目標などを設定させていただく予定になっております。収支計画につきましては、第1期中期計画の中では、初年度と最終年度、令和元年度と令和5年度を比較する記載であったものを、第2期中期計画からは、毎年度ごとの収支案やその他項目について計画に記載するようになってございます。最終的には、常任委員会でしっかり御説明、御報告させていただきたいと思っております。

あと、人材確保の点になります。

以前は医師と看護師が不足していたというような御説明をさせていただいていたと思いますが、現時点では、病院機構において看護師はかなり確保できている状況と考えております。ただ、診療科によっては医師が不足しており、あと全国的にですが、薬剤師がかなり不足している状況がございます。病院機構といたしましては、薬剤師については今年から年に2回採用試験を行うなど、確保について努力しているところでございます。以上になります。

**○委員長（村上直樹君）** 伊藤委員。

**○委員（伊藤淳一君）** 人材確保は、こちらから積極的に行かないと待っていても駄目です。年2回試験しても駄目なんです。とにかく行かないと。そして、決まったらフォローしていく、決まったからといって安心しない、入職まで確実にやっていくというのが重要です。その辺の力の入れ方というのが必要なんです。常識ですけどね。だから、もっと大学に出かけてアピールしていく。お分かりだと思うんですけども、人材を入れる努力をしていくのが本当に重要だ

と、ぜひ強めていただきたいと思います。

それと、財政基盤を安定するというのは、これも経営上の常識なんですけども、医療業界というのは本当に厳しいんですよ。診療報酬に誘導されるんですけども、それに対応した医療活動もしていかないといけない、これを一步間違えると途端に赤字になるんですね。ここが経営者には問われるわけなんですけども、そういった意味でも、医業収入をどう上昇させていくかというのが一番だと思うんですよ。ここにもっと力を入れていただきたいし、ここの増加計画というのをしっかり議論して確保していただきたいと思うんです。

一般の病院と違うのは、常に市からの助成が入っているわけですから、その依存体質を減少させていって、医業収入の割合を増やすためにどうするかということなくして安定化はないと思うんです。それほど厳しいわけですから、その辺がもっと出るような中期計画にしてほしいという要望です。以上です。

**○委員長（村上直樹君）** ほかに質問、意見はありますか。

ほかになければ、本日は以上で閉会いたします。

---

保健福祉委員会 委員長 村上直樹 ㊟